

平成 27 年 12 月 2 日

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申(素案))
に対する意見

日本教育大学協会

1. はじめに

日本教育大学協会は、本答申(素案)について、その「中間まとめ」に対しても平成 27 年 8 月 24 日に意見を述べたところであるが、これも踏まえつつ、改めて意見を表明する。

いじめ、不登校など多様化・複雑化する子供の状況に適切に対応し、新しい時代に求められる資質・能力を育むための教育課程の改善等を図るためには、学校の教員に加え、多様な専門的能力を有する人材がそれぞれの専門性に応じて学校教育に参画し、学校の教育力を高めていくことは重要であり、日本教育大学協会として答申(素案)の示す改善方策の基本的な方向性を支持するものである。

初等中等教育を支える教員や教育支援人材については、基本的に、国の責任において、計画的に養成し、裏付けをもって配置していくことが必要であり、チーム学校を構成する専門的スタッフやコーディネーター等の養成・研修においては、教員養成系大学・学部が、その中心的な役割を果たすべきものとする。その際には、教員養成系大学・学部、教職大学院とともに、修士課程も重要な役割を担っていくべきものとする。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「2. 「チームとしての学校」の在り方」 「(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点」 「①専門性に基づくチーム体制の構築」(チーム体制の構築)【13頁】

答申(素案)においては、「チーム体制を構築していくに当たっては、それぞれの職務内容、権限と責任を明確化させることによって、チームを構成する個々人がそれぞれの立場・役割を認識し、当事者意識を持ち学校の課題への対応や業務の効率的・効果的な実施に取り組んでいくことが重要である。」とされている。多様な専門性や経験を有する専門能力スタッフが学校の教育活動に参加し連携する上で、学校教育の核となっている教員の基本的職務を理解し、共有することが、チームとして機能する上で重要な前提となっていることに留意すべきである。

(2) 「2. 「チームとしての学校」の在り方」 「(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点」 「①専門性に基づくチーム体制の構築」(教職員や専門能力スタッフの人材の確保)【14頁】

専門能力スタッフに係る人材確保について、「都市部と中山間部では、必要とされる人材や地域人材の状況も異なることから、保護者や地域の期待等も踏まえ、優先順位をつけて配置していくことが重要である。」とされている。答申(素案)に掲げられている専門能力スタッフは、全国的に格差が生じることがないように、国の責任において、教員養成系大学・学部等を活用して計画的に養成し、裏付けをもって配置していくことが必要である。

(3) 「2. 「チームとしての学校」の在り方」 「(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」 【17, 18頁】

「「チームとしての学校」を推進するに当たっては、国・私立学校の位置づけや校種の違いなどに配慮するとともに、各学校の取組に対する必要な支援の在り方を検討して行く必要がある。」とされている。既に公立の諸学校においては、国の基準による教職員配置に加えて、地方自治体の判断により学級定員の改善や特別支援員の配置など政策的判断によって新しい教育課題に応じた追加的な人的配置が行われている。「チームとしての学校」を実現する上で、国立大学附属学校においても、新しい教育課題に対応するための十分な教職員の指導体制を整備するための定数措置、予算措置が必要であることを明示すべきである。

3. 「チームとしての学校」を実現していくための具体的な改善方策

(1) 「3. 「チームとしての学校」を実現していくための具体的な改善方策」 「(1) 専門性に基づくチーム体制の構築」 「②教員以外の専門スタッフの参画」 【26～40頁】
○心理や福祉の専門性等を有する専門能力スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）について、学校教育法等において正規職員として規定することや義務標準法において教職員定数化することが提言され、また、授業等において教員を支援する専門能力スタッフ（ICT支援員、学校司書等）においてはその配置の拡充が提言されている。これらの十分な資質を備えた専門能力スタッフとなる人材が全国的に安定的に確保されるためには、教員養成系大学・学部等を活用して、専門能力スタッフを計画的に養成するとともに、研修の機会を提供することが必要であり、その点を明記すべきである。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ICT支援員、学校司書等の専門能力スタッフについては、時代の変化や教育課題に応じて継続的に職務内容の見直しや資質能力の向上を図る必要がある、修士課程を活用してその高度化を図っていくことが必要である。これらのニーズに対応できるよう、教員養成系大学・学部を中心にして専門能力スタッフを計画的に養成するとともに、修士課程等を活用して職能開発の機会を提供する仕組みを構築することが喫緊の課題である。

○答申（素案）においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて教職員定数化を提起されているが、多くの専門能力スタッフについては、現在、一部については国の「所要の財政措置」（地方交付税措置等）がなされているものの、各地方公共団体の努力に依存している部分が多い。また、これらの専門能力スタッフは、地域的に人材が偏在していると言われている。全国的に人材を安定して供給できるようなシステムを構築するためには、国の財政支援や教職員定数化とともに、職業人として自立した生活が成り立つように常勤職員化を図るなどの任用上の工夫が求められる。

○なお、平成28年4月1日に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容についても、留意する必要がある。

(2) 「3. 「チームとしての学校」を実現していくための具体的な改善方策」 「(2) 学校のマネジメント機能の強化」 「③事務体制の強化」 【47～50頁】

事務職員は、学校の業務が複雑化・多様化する中で教育行政事務についての専門性の向上が求められるとともに、管理職を補佐して学校運営を担うための資質・能力を育成する

ことが求められている。事務職員を対象とした研修においては、大学と教育委員会が密接に連携することでより効果的に展開することができるものと考えられる。事務職員に求められる職務は複雑化、高度化しており、学校財務、学校組織マネジメント、法律問題などより専門的な業務を処理し、総合的観点から現代的課題に対応するためには、教職大学院だけでなく、専門性の高い修士課程を積極的に活用すべきである。

(3) 「3. 「チームとしての学校」を実現していくための具体的な改善方策」 「(3) 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備」 「③教育委員会等による学校への支援の充実」 「ア 指導主事の配置の充実」 【56, 57頁】

教育委員会事務局職員である指導主事に求められる専門性は、非常に複雑化、多様化、高度化しており、教育専門的な業務だけでなく、法律問題や経営支援など教育行政に関する高度で専門的な業務を処理し、最新の知見をもって現代的課題に対応することが必要となっており、そのためには、教職大学院だけでなく、修士課程も積極的に活用して、職能成長を図る機会を提供していく必要がある。

4. その他

平成 27 年 10 月 26 日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において財務省が示した「教職員の数（義務教育費国庫負担金）」の加配定数を含めた機械的な削減の提案については、日本教育大学協会としても非常に憂慮しており、去る 11 月 4 日に緊急声明を行ったところである（別紙参照）。現在の学校を取り巻く状況の変化や多忙な教職員の現状を踏まえれば、「チームとしての学校」の整備によって多様化・複雑化する学校業務を連携・分担する体制を構築するとともに、アクティブ・ラーニングの視点から学びの質を向上させるなど学習指導の改善等のためには、事務職員や指導主事も含めた教職員の数についても十分に措置することが必要である。

以 上